

健康福祉に関わる行政サービスと住民負担

◆高齢者クラブ助成

高齢者クラブの助成については、高齢者クラブの活性化が図られるように、合併後も助成を行います。

◆介護保険料

介護保険料については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度分からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料に統一します。

◆介護慰労金

介護慰労金については、要介護度に応じて次のとおり慰労金を支給します。

◇対象者

介護保険の要介護1から5の認定を受けた方を在宅で介護している方。

◇支給額（月額）

要介護 1	3,000円
要介護 2	5,000円
要介護 3	8,000円
要介護 4	11,000円
要介護 5	15,000円

◇支給回数は年4回とします。



◆敬老祝金

敬老の日に高齢者に祝金等を贈り、長寿をお祝いします。

◇支給対象者 88歳及び99歳以上の者

◇支給金額等

88歳	祝金	10,000円
99歳	祝金	20,000円と祝状
100歳	祝金	50,000円
101歳以上	祝金	10,000円と花束



◆重度心身障害者介護慰労金

重度心身障害者介護慰労金の給付の対象と金額は、次のとおりとします。

65歳未満の在宅の障害者で特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者（日常生活で常時介護を必要とする障害者）を介護する方で6ヶ月以上新市に住所を有し、3ヶ月以上介護をしている方に支給します。

給付額 15,000円（月額）

◆保育園・保育料

保育園は現行のとお市新市に引き継ぎますが、園児数の動向を踏まえ、現在ある旧市町村の統廃合計画を進めるとともに、効率的な運営を新市において実施します。

◇保育料は、伊那市の階層区分を基準とし、金額は国の徴収基準額の80%を目安とし、高遠町・長谷村の保育園の保育料については、最長5年間で段階的に統一します。

(現況)

	伊那市	高遠町	長谷村
保育園数	23	4	1
保 育 料	0円～61,000円 12階層	0円～42,600円 10階層	0円～38,700円 11階層
3歳児以上の園児の 最 高 額	30,500円	31,100円	26,000円

◇保育時間

	月曜日～金曜日	土曜日
早朝	午前7時30分～午前8時30分	午前7時30分～午前8時30分
通常	午前8時30分～午後4時30分	午前8時30分～午後0時30分
延長	午後4時30分～午後7時00分	午後0時30分～午後7時00分

◇早朝保育・延長保育は、地域の実情や入所希望者の状況を考慮した上で、合併時まで実施保育園を調整します。

◇乳幼児保育は、当分の間、現行のとお里実施しますが、合併後調整します。



◆乳幼児の医療費補助

満4歳児未満の乳幼児・小学校就学前の児童に対して医療費の助成を行います。

4歳児未満入院・通院	所得制限はありません
4歳児以上就学前入院	所得制限はありません
4歳児以上就学前通院	所得制限があります

◆子育て支援センター

就学前の児童を対象に、現在実施している3ヶ所(東春近、竜南、上の原)で実施し、子供同士、親同士の交流の場として子育てをお手伝いします。

◆国民健康保険事業

国民健康保険の法定給付は、現行のとおり継続し、任意給付は、次のとおり統一します。

出生育児一時金	300,000円
葬祭費	30,000円
結核精神医療費給付金	医療費の5%

国民健康保険事業の人間ドック補助金は、次のとおり統一します。

日帰り人間ドック	15,000円
一泊人間ドック	30,000円
脳ドック	25,000円



◆健(検)診事業・相談事業

各種検診事業は、現行のとおり新市に引き継ぎます。

委託機関・実施会場・委託金額については、合併後すみやかに統一に向けた調整をします。

各種検診の対象者・実施内容・負担金等は、新市において調整します。

個人負担金は、検診委託料の25%前後を目安とします。

◇新市において実施する各種検診

各種検診	対象	自己負担
基本検診 〔すこやか検診〕 〔さわやか検診〕 〔総合検診〕	一般 (20歳以上)	伊那市2,000円 高遠町、長谷村2,200円 (長谷村は、現在無料のため急激な負担を避け、 合併後1年目は500円、 2年目は1,000円とします) ※高遠町・長谷村は、今までのとおり歯科検診があります。
胃がん	35歳以上	1,000円
大腸がん	35歳以上	500円
子宮がん	20歳以上	800円
乳がん	30～39歳、75歳以上	500円

健康センター総合検診、乳がん(マンモグラフィ)、骨粗鬆症、肝炎、肺がん、前立腺がん検診も引き続き行います。

教育文化に関わる行政サービスと住民負担

◆通学区

当面の間、現行のとおりとしますが、児童生徒数の動向を踏まえて新市において見直しを行います。
(参考)

	伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村
小 学 校	12校	2校	1校
中 学 校	4校	1校	1校

◆小中学校のスクールバス

小中学校のスクールバス・スクールタクシーは、現行のとおり運行します。

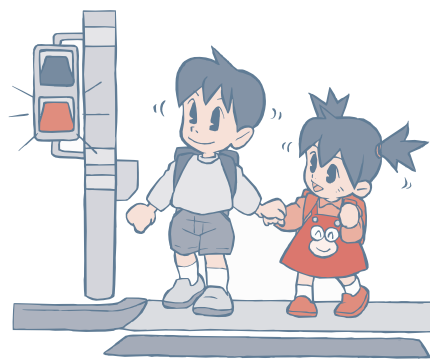


◆学童クラブ

学童クラブは、現行のとおり新市に引き継ぎます。
利用者負担金は、次のとおり統一します。

区 分			月 額
第 1 子			5,000円
第 2 子	以 降		3,000円
母 父 世 帯	子 子 帯	第 1 子	4,000円
		第 2 子	以 降
生活保護世帯及び準要保護世帯			無 料

入所基準等については、合併時まで調整します。



◆公民館・分館

公民館は、現行のとおり9館を設置し、館長及び主事を置き運営します。
公民館運営協議会を設置し、統一的な運営を図ります。
ネットワーク化については、合併後に検討します。

◆図書館

図書館は、現行のとおり新市に引き継ぎます。
ただし、それぞれの図書館の機能等業務内容については合併時まで調整します。

◆体育施設等

体育施設等は、現行のとおり新市に引き継ぎます。
ネットワーク化・使用料減免を含めた管理運営方法については、合併時まで調整します。

産業・労働に関わる行政サービスと住民負担

◆土地改良事業（単独）

事業の実施主体は新市となり、対象者は、施設を管理する行政区、土地改良区となります。

負担率は、新市を70%、地元負担を30%とします。

ただし、災害復旧工事については、地元負担を15%とします。

用地補償は全額地元負担とします。

事業費は1箇所につき50万円以内とします。



◆農業振興

地域営農システム構築事業は、現在の伊那市の例により農業振興施策・関係機関との連絡調整・生産調査・認定農業者の認定・育成等を実施します。また、JA及び新市の負担金等によりセンターに会計を設けます。

地区については、現在の伊那市の7地区に、高遠町、長谷村を加えます。

地区の活動体制は、現行のとおり、新市に引き継ぎます。

◆商工会議所・商工会

県で行っている「小規模企業支援のあり方検討委員会」の意見を尊重し、商工会議所・商工会の意向を踏まえ、統合するよう調整に努めます。

商工業支援のために商工会議所（商工会）と連携して事業を進めるため、現在の支援事業を合併時まで調整し継続して実施します。

◆工業振興

伊那市の例により対象地域において新たに工場等を新設・増設した者に対して、固定資産税に相当する額を補助金として交付します。

対象地域については、新市全体を考える中で見直しをしていきます。

なお、過疎地域自立促進特別措置法の適用となるものは、工業振興条例に一項目を加え、対応します。

◆中小企業融資制度資金・利子補給制度

中小企業融資制度資金は新市において統一して実施します。

利子補給制度については、助成期間中のものについては継続して実施します。

県制度への保証料は、一部を補給します。

◆勤労者生活資金融資

限度額は1,500千円とし、期間は5年以内、償還方法は融資期間内の元利均等償還とします。

